

サンデー コラム



古井憲司・クリニックママ院長

現在、日本という国は急激な少子高齢化の波に押し寄せられている。そのため、10年前には全く考えられなかったような国策がいろいろと打ち出されている。そのひとつに体外受精を受けた患者への助成金がある。

これは、国と県より折半で1回の体外受精に対して15万円が患者に支給されるというものである。昨年は、全国で約9万5千人の患者がこの恩恵にあずかった。しかし、これには少々問題があり、夫婦合計の所得が730万円未満という制限

少子化対策について思う



ふるい・けんじ 1960年生まれ 日本産科婦人科学会専門医、日本生殖医学会生殖医療専門医、日本生殖学会理事、日本生殖心理方ウンセリング学会理事、日本I.V.F学会評議員、日本生殖医学会中部支部評議員、岐阜県産婦人科医学会理事、岐阜県特定不妊治療費助成事業指定医療機関審査委員ほか、多数の役職を務める。

からも助成金が支給されるケースがある。岐阜県内では平成23年3月末までは42市町村のうち27市町村が県とは別に助成金を支給していた。私が住む大垣市はその制度がなかったため、3年前より私は大垣市医師会に対し、大垣市は「子育て日産婦人科医学会に諮ったところ、全員一致で賛成しあるから、是非、まわり

の瑞穂市や羽島市のように市からも助成金を支給したかどうか、と陳情を続けてきた。その結果、

不妊治療と助成金

4月から大垣市も助成金が支給されることになった。そして、大垣市の場合合は夫婦の所得制限がなく、初年度は3回、2年

目からは2回まで、1回につき10万円が支給されることになった。これにより県からの助成も受けることができる患者は、1回の体外受精につき25万円の助成金を受け取ることができる。さすがは「子育て日本一」の大垣市である。また、今回の偉業達成のために、大垣市の市会議員の先生方には、大変感謝するところである。